

平成30年6月1日

関係各位

千葉商工会議所

「事業承継何でも相談窓口」の設置について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当会議所の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度から事業承継にかかる税制度が制定され、平成30年度から5年以内に所定の手続きをしませんと優遇措置が受けられないこととなりました。

そのため、当会議所としても中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援するため、無料で何でも相談に乗る「事業承継何でも相談窓口」を下記のとおり設置しましたので、お知らせいたします。ご遠慮なく、お気軽にご相談ください。

なお、ご相談内容の秘密は、厳守いたしますので、ご安心ください。

記

1 事業承継何でも相談窓口について

相談窓口は常設であり、経営指導員が対応しますが、必要に応じて外部専門家も対応します。

窓 口	住 所	電話番号	受付時間
経営支援課	千葉市中央区中央 2-5-1 ツインビル 2号館 13F	043-227-4103	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)

2 相談窓口の設置日

平成30年6月1日